

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和8年7月14日
事業者の氏名又は名称	有限会社JIタクシー(法人番号4480002012289)(代表者 三木治)
事業者の所在地	徳島県板野郡北島町鯛浜字かや133番地の3
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県板野郡北島町鯛浜字かや133番地の3
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(120日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項、タクシー業務適正化特別措置法(以下「タク特法」)第13条、タク特法第15条
違反行為の概要	令和8年2月25日及び同年3月4日に、利用者等からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、13件の違反が確認された。 (1)運送約款の公示をしていなかったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第4条第1項、第2項) (2)乗務員等の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(運輸規則第21条第5項) (3)運転者等に対する点呼の実施内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第1項、第2項) (4)運転者等に対する点呼の実施結果の記録が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第5項) (5)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項) (6)乗務員等台帳の作成が確実になされていなかったこと(運輸規則第37条第1項) (7)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項) (8)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項) (9)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項) (10)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項) (11)整備管理者に対して法令で定められた研修を受講させていなかったこと(運輸規則第46条) (12)登録タクシー運転者証の表示をしていなかったこと(タク特法第13条) (13)登録タクシー運転者証の記載事項の訂正を受けていなかったこと(タク特法第15条)
当該違反点数(営業所)	12点
違反点数(事業者)	12点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和8年7月14日
事業者の氏名又は名称	三好市タクシー協業組合(法人番号4480005005810)(代表者 森本泰典)
事業者の所在地	徳島県三好市池田町マチ2165-7
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県三好市池田町マチ2165-7
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(130日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法(以下「法」)第15条第3項、法第23条第3項、法第27条第3項、法第94条第1項、タクシー業務適正化特別措置法(以下「タク特法」)第3条
違反行為の概要	令和7年9月2日及び同年9月12日に、利用者等からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、16件の違反が確認された。 (1)営業所配置車両数の変更について届出をしていなかったこと(法第15条第3項) (2)運行管理者の解任の届出をしていなかったこと(法第23条第3項) (3)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項) (4)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第1項、第2項) (5)運転者等に対する点呼の実施結果の記録が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第5項) (6)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項) (7)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項) (8)事業用自動車の運転者等として二月以内の期間を定めて使用される者を選任していたこと(運輸規則第36条第1項) (9)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項) (10)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項) (11)新たに雇い入れした運転者及び高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(運輸規則第38条第2項) (12)新たに雇い入れした運転者及び高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項) (13)整備管理者に対して法令で定められた研修を受講させていなかったこと(運輸規則第46条) (14)運行管理者に対して法令で定められた講習を受講させていなかったこと(運輸規則第48条の4第1項) (15)事業報告書の提出をしていなかったこと(法第94条第1項) (16)無登録運転者を乗務させていたこと(タク特法第3条)
当該違反点数(営業所)	13点
違反点数(事業者)	13点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。